

産業廃棄物処分業許可証

住 所 名古屋市港区潮見町5番

氏 名 株式会社 サン・ビック
代表取締役 柳 由美 様
(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十四条第六項の許可を受けた者であることを証する。

愛知県知事 大村 秀 章



許可の年月日 令和 8 (2026) 年 2月 24日
許可の有効年月日 令和 15 (2033) 年 2月 6日

1 事業の範囲

(1) 事業の区分

中間処分 (焼却、脱水、中和、破碎、油水分離)

(2) 産業廃棄物の種類

ア 焼却

燃え殻 (水銀含有ばいじん等を除く。)、汚泥 (石綿含有産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。)、廃油、廃酸 (水銀含有ばいじん等を除く。)、廃アルカリ (水銀含有ばいじん等を除く。)、廃プラスチック類 (自動車等破碎物を含む。石綿含有産業廃棄物を除く。)、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、ゴムくず、金属くず (自動車等破碎物を含む。)、ガラスくず・コンクリートくず (工作物の新築、改築又は除去に伴つて生じたものを除く。) 及び陶磁器くず (自動車等破碎物を含む。石綿含有産業廃棄物を除く。)、がれき類 (石綿含有産業廃棄物を除く。)

以上 15品目 (水銀使用製品産業廃棄物を除く。)

イ 脱水

汚泥 (石綿含有産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。)

以上 1品目 (水銀使用製品産業廃棄物を除く。)

ウ 中和

廃酸 (水銀含有ばいじん等を除く。)、廃アルカリ (水銀含有ばいじん等

を除く。)

以上 2品目 (水銀使用製品産業廃棄物を除く。)

エ 破砕

廃プラスチック類 (自動車等破砕物を含む。石綿含有産業廃棄物を除く。)、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず (自動車等破砕物を含む。)、ガラスくず・コンクリートくず (工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。) 及び陶磁器くず (自動車等破砕物を含む。石綿含有産業廃棄物を除く。)、がれき類 (石綿含有産業廃棄物を除く。)

以上 8品目 (水銀使用製品産業廃棄物を除く。)

オ 油水分離

廃油

以上 1品目 (水銀使用製品産業廃棄物を除く。)

2 事業の用に供するすべての施設

(1) 焼却施設

ア 設置場所

半田市日東町1番7

イ 設置年月日

令和6年5月21日

ウ 処理能力

汚泥 (石綿含有産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。) 94.5t/日 (3.939t/時間)

廃油 82.8t/日 (3.451t/時間)

廃プラスチック類 (自動車等破砕物を含む。石綿含有産業廃棄物を除く。) 50t/日 (2.083t/時間)

燃え殻 (水銀含有ばいじん等を除く。)、汚泥 (石綿含有産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。)、廃油、廃酸 (水銀含有ばいじん等を除く。)、廃アルカリ (水銀含有ばいじん等を除く。)、廃プラスチック類 (自動車等破砕物を含む。石綿含有産業廃棄物を除く。)、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、ゴムくず、金属くず (自動車等破砕物を含む。)、ガラスくず・コンクリートくず (工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。) 及び陶磁器くず (自動車等破砕物を含む。石綿含有産業廃棄物を除く。)、がれき類 (石綿含有産業廃棄物を除く。)

142.1t/日 (5.92t/時間)

(上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。)

エ 許可年月日及び許可番号

令和 4 年 3 月 8 日

3 循環第 48-1 号

(2) 脱水施設

ア 設置場所

半田市日東町 1 番 7

イ 設置年月日

平成 17 年 9 月 13 日

ウ 処理能力

汚泥（石綿含有産業廃棄物及び水銀含有
ばいじん等を除く。）

55.4m³/日（6.9m³/時間）

（上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。）

エ 許可年月日及び許可番号

平成 17 年 5 月 30 日

17 知環第 324-1 号

(3) 脱水施設

ア 設置場所

半田市日東町 1 番 7

イ 設置年月日

平成 17 年 9 月 13 日

ウ 処理能力

汚泥（石綿含有産業廃棄物及び水銀含
有ばいじん等を除く。）

341.2m³/日（42.7m³/時間）

（上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。）

エ 許可年月日及び許可番号

平成 17 年 5 月 30 日

17 知環第 324-2 号

(4) 中和施設

ア 設置場所

半田市日東町 1 番 7

イ 設置年月日

平成 17 年 9 月 13 日

ウ 処理能力

廃酸（水銀含有ばいじん等を除く。）

432m³/日（54m³/時間）

廃アルカリ（水銀含有ばいじん等を除く。）

432m³/日（54m³/時間）

（上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。）

エ 許可年月日及び許可番号

平成 22 年 2 月 25 日

21 尾知環第 324-2 号

(5) 破碎施設

ア 設置場所

半田市日東町1番7

イ 設置年月日

令和6年5月21日

ウ 処理能力

廃プラスチック類（自動車等破砕物を含む。

石綿含有産業廃棄物を除く。）

60.8t/日（7.6t/時間）

紙くず

62.4t/日（7.8t/時間）

木くず

115.2t/日（14.4t/時間）

繊維くず

58.4t/日（7.3t/時間）

ゴムくず

54.4t/日（6.8t/時間）

金属くず（自動車等破砕物を含む。）

78.4t/日（9.8t/時間）

ガラスくず・コンクリートくず（工作物の
新築、改築又は除去に伴って生じたものを除
く。）及び陶磁器くず（自動車等破砕物を含
む。石綿含有産業廃棄物を除く。）

69.6t/日（8.7t/時間）

がれき類（石綿含有産業廃棄物を除く。）

102.4t/日（12.8t/時間）

廃プラスチック類（自動車等破砕物を含む。石綿含有産業廃棄物を除
く。）、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず（自動車等破砕物
を含む。）、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去
に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（自動車等破砕物を含む。石
綿含有産業廃棄物を除く。）、がれき類（石綿含有産業廃棄物を除く。）

72.8t/日（9.1t/時間）

（上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。）

エ 許可年月日及び許可番号

令和4年3月8日

3知環第322-1号

(6) 油水分離施設

ア 設置場所

半田市日東町1番7

イ 設置年月日

平成17年9月13日

ウ 処理能力

廃油

300m³/日（37.5m³/時間）

（上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。）

エ 許可年月日及び許可番号

平成 17 年 5 月 30 日

17 知環第 324-3 号

3 許可の条件

なし

4 許可の更新又は変更の状況

平成 18 年 2 月 7 日 新規許可

平成 23 年 2 月 7 日 更新許可

平成 28 年 2 月 7 日 更新許可

令和 3 年 2 月 9 日 更新許可

令和 8 年 2 月 24 日 更新許可 (優良認定)

5 規則第 10 条の 4 第 7 項の規定による許可証の提出の有無

有 ・ 無

NO COPY
再複写無効



02320122777